

岐阜市本庁舎跡活用事業 募集要項に関する質問回答 令和5年4月21日

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----|-----|-----|----|-----|--|---|
| 1 | 募集要項 | 3 | 13 | 3 | (4) | | | <p>単独の事業者により応募する予定ですが、その後、新築予定建物等の持分について、複数の事業者の共有となる可能性があります。このことについて、問題ありませんか。</p> | <p>応募段階で新設施設の所有者が複数となることが確定している場合は、全ての所有者を応募グループの構成法人としてください。</p> <p>他方、単独の事業者で応募し、優先交渉権者決定後に新設施設が共有になる場合は、提案内容の変更に該当しますので、市との協議が必要となります。</p> |
| 2 | 募集要項 | 3 | 17 | 3 | (4) | 表1 | | <p>固定資産税・都市計画税(新設施設)とは、事業者が新築した建物の固定資産税・都市計画税のことでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |
| 3 | 募集要項 | 4 | 3 | 3 | (6) | 表2 | | <p>提案書類の提出開始日は5月18日でしょうか。</p> | <p>提出開始日は設けておりません。なお、書類等の受付を含め、すべての事務取扱は、平日の9時から17時までです。</p> |
| 4 | 募集要項 | 8 | 34 | 4 | (3) | 表4 | その他 | <p>土壌汚染の調査は不要でしょうか。</p> | <p>事業対象地は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく指定区域（要措置区域又は形質変更時要届出区域）には指定されていませんが、本事業の実施にあたっては、同法をはじめ関係法令等を確認し、必要な場合には、事業者の責任と費用負担により、実施してください。</p> |
| 5 | 募集要項 | 9 | 8 | 4 | (3) | 表4 | その他 | <p>地中障害物が出た場合は活用事業者の負担による撤去となりますか。</p> | <p>添付資料3「事業用定期借地権設定契約書（案）」第12条第4項に記載のとおり、募集要項等から合理的に推測し得ない埋蔵文化財、地中埋設物及び土壌汚染に起因して新設施設等の整備について活用事業者が直接生じた増加費用は、市と事業者で協議の上、双方の負担額を定めます。</p> |
| 6 | 募集要項 | 12 | 3 | 4 | (3) | 図9 | | <p>本庁舎跡南側の江川町線の拡幅計画はありますか。拡幅する場合、一方通行から対面通行になりますか。</p> | <p>拡幅計画はありません。</p> |
| 7 | 募集要項 | 12 | 3 | 4 | (3) | 図9 | | <p>接道の一方通行を解除する方法はありますか。</p> | <p>関係機関等との協議が必要となります。</p> |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----|-----|-----|---|--|---|----|
| 8 | 募集要項 | 12 | 3 | 4 | | | | 大規模小売店舗立地法に基づく交通計画を考慮するため、国道・市道の交通量調査資料はありますでしょうか。 令和4年8月に、中心市街地の21地点を対象とする「歩行者・自転車通行量調査」を実施しています。本庁舎跡周辺では、今沢町（本庁舎跡東）と江川町（旧岐阜市役所西別館前付近、本庁舎跡南西角付近）の2地点が含まれます。調査結果は閲覧可能ですので、事務局までお問い合わせください。 <事務局> 岐阜市 企画部 政策調整課 住所：〒500-8701 岐阜市司町40番地1 電話：058-214-2039（直通） E-mail：chousei@city.gifu.gifu.jp | |
| 9 | 募集要項 | 25 | 2 | 6 | (1) | ア | | 回遊性向上の為、岐阜市として行う施策があればお教えてください。（新たなバス運行ルート等） 岐阜市中心市街地活性化基本計画等に基づき、センターゾーンにおいて様々な取組を進めています。 岐阜市中心市街地活性化基本計画 (https://www.city.gifu.lg.jp/info/machizukuri/1008035/1020060.html) | |
| 10 | 募集要項 | 25 | 6 | 6 | (1) | ア | | 公開空地の最低限の面積はどれくらい(敷地の何パーセントくらい)とお考えでしょうか。 公開空地の面積、配置、利用時間、設備等については、条件は設けていません。応募者において、募集要項の内容を踏まえ、最適と考える提案をしてください。 | |
| 11 | 募集要項 | 25 | 6 | 6 | (1) | ア | | 公開空地は公道に面していなくても問題ないでしょうか。 | |
| 12 | 募集要項 | 25 | 6 | 6 | (1) | ア | | 公開空地に遊具等は必要でしょうか。必要であればどの程度の遊具が必要でしょうか。 | |
| 13 | 募集要項 | 25 | 8 | 6 | (1) | ア | | 公開空地は24時間、利用者向けに開放が必要でしょうか。 | |
| 14 | 募集要項 | 25 | 9 | 6 | (1) | ア | | 公開空地に常設の遊具・ベンチ等を設置してもよろしいでしょうか。 | |
| 15 | 募集要項 | 25 | 11 | 6 | (1) | ア | | 公開空地の芝生は人工芝でも可能でしょうか。 | |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----|-----|-----|---|-----|---|---|
| 16 | 募集要項 | 25 | 8 | 6 | (1) | ア | | 公開空地での営利目的のイベント開催等の可否をお教えてください。 | 可能です。 |
| 17 | 募集要項 | 25 | 16 | 6 | (1) | ア | | 公開空地を一時避難場所として活用する場合、岐阜市で定められた必要な規模があればお教えてください。 | 特に定めておりません。 |
| 18 | 募集要項 | 25 | 16 | 6 | (1) | ア | | 公開空地を一時避難場所として活用する場合、防災倉庫の設置は必須でしょうか。 | 必須ではありません。 |
| 19 | 募集要項 | 25 | 19 | 6 | (1) | イ | | 公開空地部分の地代について、維持管理も応募者がランニングコストを負担する前提であり、公開空地相当部分の地代や公開空地に設置する構築物等の固定資産税・都市計画税は減免いただきたいと考えておりますが、検討は可能でしょうか。 | 公開空地相当部分の地代の減免については考えておりません。また、公開空地に設置する構築物等の固定資産税・都市計画税については、岐阜市税条例（所和25年岐阜市条例第14号）等の関係規定に基づき課税額を決定します。 |
| 20 | 募集要項 | 25 | 19 | 6 | (1) | イ | | 公開空地の費用負担の軽減措置はありますか。 | |
| 21 | 募集要項 | 26 | 13 | 6 | (2) | イ | | 契約期間内の中途解約は認められますか。 | 添付資料3「事業用定期借地権設定契約書（案）」第24条第1項又は第22条第3項に |
| 22 | 募集要項 | 26 | 13 | 6 | (2) | イ | | 契約期間内で不解約期間はありますか。 | 規定する事項以外には、借受人からの中途解約は認めておりません。 |
| 23 | 募集要項 | 26 | 13 | 6 | (2) | イ | | 中途解約に関する違約金の設定はありますか。 | |
| 24 | 募集要項 | 26 | 18 | 6 | (2) | ウ | (7) | 基準貸付料の根拠を検証させていただきたいため、根拠となる鑑定評価書を公開していただけますでしょうか。公開していただけるのであれば、その内容を検証したいと考えますが、その検証結果に基づき市と協議することは可能でしょうか。また、基準貸付料を下回る額での提案は可能でしょうか。 | 基準貸付料は、不動産鑑定評価を踏まえ、活用条件として設定したものであり、これを下回る提案は認められません。なお、不動産鑑定評価書については、閲覧可能ですので、事務局までお問い合わせください。 <事務局> 岐阜市 企画部 政策調整課 住所：〒500-8701 岐阜市司町40番地1 電話：058-214-2039（直通） E-mail：chousei@city.gifu.gifu.jp |
| 25 | 募集要項 | 26 | 29 | 6 | (2) | ウ | (7) | 基準貸付料の算定基準を具体的に明示願えますでしょうか。 | |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----|-----|-----|---|-----|--|---|
| 26 | 募集要項 | 26 | 18 | 6 | (2) | ウ | (イ) | 工事期間中の地代は免除していただけると思いますが、その期間の上限はありますでしょうか。 | 期間の上限は設けておりません。 |
| 27 | 募集要項 | 26 | 34 | 6 | (2) | ウ | (エ) | 貸付料の納付について、分割払いができる条件をお教えてください。 | 貸付料については、募集要項26ページに記載のとおり、市が特に認める場合は分割して納付することが可能です。分割払いの必要性・合理性等を踏まえて、総合的に判断します。 |
| 28 | 募集要項 | 27 | 2 | 6 | (2) | ウ | (オ) | 貸付料の更新について、普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準の規定をお教えてください。 | 規定を公開します。 ・普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準（令和5年2月22日決裁） ・行政財産貸付事務取扱要領（令和5年2月22日決裁） ※普通財産の貸付けについては、普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準において、行政財産貸付事務取扱要領の規定を準用することとしております。 |
| 29 | 募集要項 | 29 | 1 | 6 | (2) | エ | (イ) | 活用事業者が募集したテナントへの部分転貸は可能でしょうか。 | 募集要項29ページに記載のとおり、市が承認した場合は可能です。 |
| 30 | 募集要項 | 29 | 6 | 6 | (2) | エ | (ウ) | 土地の現状の変更は、既設乗入の変更とそれに伴う隣接歩道の街路樹移設も含まれますでしょうか。 | ご質問の内容は、事業対象地の変更ではありませんので、土地の現状の変更に含まれません。 |
| 31 | 募集要項 | 29 | 6 | 6 | (2) | エ | (ウ) | 土地の現状の変更とはどのような場合が想定されますでしょうか。 | 土地の造成、盛土、切土、掘削等を想定しています。ただし、建築確認を受けた工事に伴うものは含まれません。 |
| 32 | 募集要項 | 29 | 28 | 6 | (2) | オ | (ア) | 新設設備等の整備に関して、コミュニティバス(eバス(中心市街地東部地区コミュニティバス))の本庁舎跡地への延伸協議はできるのでしょうか。 | 延伸については関係機関との協議が必要となりますので、その進め方・手続き等については、優先交渉権者決定後にお知らせします。 |
| 33 | 募集要項 | 29 | 34 | 6 | (2) | オ | (イ) | 第三者への建物所有スキーム(SPC等)の提案は問題ないでしょうか。 | 添付資料3「事業用定期借地権設定契約書(案)」第15条第2項ただし書のとおり、第三者への転貸等については市の書面による承認が必要となりますが、それを前提として提案していただくことは問題ありません。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----|-----|-----|---|-----|---|---|
| 34 | 募集要項 | 30 | 2 | 6 | (3) | ア | (7) | 連帯保証人に関する事で、「その他市が特別な理由があると認める場合」とはどのような理由でしょうか。 | 募集要項30ページに記載のとおり、契約保証金として貸付料の6月分に相当する金額を市に預託することを想定しているほか、必要性・合理性等を踏まえて、総合的に判断します。 |
| 35 | 募集要項 | 30 | 7 | 6 | (4) | オ | (3) | 「特別な理由」とは具体的にどういったことが想定されますでしょうか。 | |
| 36 | 募集要項 | 30 | 20 | 6 | (3) | イ | (7) | 連帯保証人の要否につき、貸付料×6ヶ月分の保証金を差し入れることで不要と理解してよろしいでしょうか。 | |
| 37 | 募集要項 | 30 | 5 | 6 | (3) | ア | (7) | 連帯保証人に関する事で、「貸付料を納付期限までに全額納付する場合」とは、30年契約の場合は30年分でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 38 | 募集要項 | 31 | 1 | 6 | (3) | イ | (7) | 契約保証金の返還時期は終了明渡時に一括返還でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。募集要項31ページに記載のとおり、契約が終了し、活用事業者から貸貸物の返還を受け、明渡しが完了した後に返還します。ただし、その返還額は、返還完了時に納付されている契約保証金元本から返還が完了した日までの未払債務を控除した額となります。 |
| 39 | 募集要項 | 31 | 14 | 6 | (3) | ウ | (7) | 応募グループとはどこまでの事業者を意味しますでしょうか(新施設に入居予定のテナントも応募グループに含まれますでしょうか)。 | 応募グループは、基本協定書、事業用定期借地権設定契約の締結当事者となつていただく事業者になりますので、事業実施に係る責任や役割分担等を踏まえて、各事業者において適切に判断してください。 |
| 40 | 募集要項 | 31 | 18 | 6 | (3) | ウ | (7) | 新施設運用中に、賃貸先が変更となる場合(建物に入居するテナントの変更)の手続方法をお教えてください。 | 添付資料3「事業用定期借地権設定契約書(案)」第14条に記載のとおり、転借人に変更が生じる場合は、速やかに市の書面による承認等の手続が必要となります。 |
| 41 | 募集要項 | 32 | 14 | 6 | (4) | イ | | 小売業を営む場合の大規模小売店舗立地法の手続の緩和措置等がありますでしょうか。 | 事業対象地は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)の第一種・第二種特例区域に含まれていないため、緩和措置等はありません。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----|-----|-----|---|--|---|---|
| 42 | 募集要項 | 32 | 18 | 6 | (4) | イ | | 関係法令に基づく行政手続きにより工事等に遅延が生じ、費用や事業期間に影響が生じて一切の責任を負わないとありますが土壌汚染、地中障害物についても同様でしょうか。 | 添付資料3「事業用定期借地権設定契約書（案）」第12条第4項に記載のとおり、募集要項等から合理的に推測し得ない埋蔵文化財、地中埋設物及び土壌汚染に起因して新施設等の整備について活用事業者が直接生じた増加費用は、市と事業者で協議の上、双方の負担額を定めるものとします |
| 43 | 募集要項 | 32 | 29 | 6 | (4) | カ | | 現状の通学路をご明示ください。また安全性への配慮についての協議先をお教えてください。 | 通学路の地図は、閲覧可能ですので、事務局までお問合せください。また、事務局が学校との協議の際の窓口となります。 なお、車両乗入等に当たっては、児童生徒の安全確保の観点から、工事の時間帯や期間、安全配慮の方法（警備員の配置等）について具体的な実施計画等に基づき関係機関と協議する必要があります。 |
| 44 | 募集要項 | 32 | 29 | 6 | (4) | カ | | 通学路（江川線・鷹見町線）に車両乗入（トラックも含む）は可能でしょうか。 | <事務局> 岐阜市 企画部 政策調整課 住所：〒500-8701 岐阜市司町40番地1 電話：058-214-2039（直通） E-mail：chousei@city.gifu.gifu.jp |
| 45 | 募集要項 | 33 | 4 | 6 | (4) | キ | | 「地域環境への配慮」で「臭気」とありますがレベル値の規制はありますか。 | 事業対象地特有の規制はありませんが、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等の関連法令は遵守してください。 |
| 46 | 募集要項 | 33 | 9 | 6 | (4) | ケ | | 省エネルギー等環境負荷の低減について設定数値はありますか。 | ありません。 |
| 47 | 募集要項 | 33 | 13 | 6 | (4) | サ | | 運営時間とは、搬入時間のことと理解してよろしいでしょうか。 | 本事業では、搬入時間のみならず、施設の運営に関わる事業活動を行う時間を運営時間としています。特に、深夜及び早朝の時間帯については、周辺地域の住環境への配慮と対策を求める趣旨を踏まえて、適切に設定してください。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----|-----|-----|---|--|--|---|
| 48 | 募集要項 | 33 | 26 | 6 | (6) | ア | | 地域説明会を15回程度で想定されていますが対象の自治会数や世帯はどの程度を見込まれていますか。毎月開催しても1年以上の期間が必要なため着工に影響が出ます。近隣住民に募集要項について説明していますか。 | 優先交渉権者決定後、速やかに説明会を開催することを予定しており、現時点では、7月から9月にかけて、週に2～3回程度の開催を予定しています。特に8月下旬から9月初旬にかけて、集中的に開催する予定で、会場の確保等は市において行う予定です。関係団体等には、適宜、説明を行っております。 |
| 49 | 募集要項 | 33 | 27 | 6 | (6) | ア | | 地域説明会の範囲基準と、大規模小売店舗立地法とは別であるのか教えてください。 | 募集要項33ページに記載の地域説明会は、大規模小売店舗立地法を根拠にするものではありません。 |
| 50 | 募集要項 | 35 | 13 | 7 | (1) | エ | | (単独又は応募グループとして応募した上で、) 他の単独応募法人のテナントとして出店することは可能でしょうか。 | 募集要項41ページに記載のとおり、審査の公平性等の観点から、単独又はグループとして本事業に応募する事業者が、他の応募者と提案内容等について協議等を行うことを認めておりません。そのため、応募者となる事業者が、提案段階において、他の応募者のテナントとして入ることは認めておりません。 |
| 51 | 募集要項 | 43 | 1 | 1 | 9 | | | 対外公表について、市が対外公表するのは優先交渉権者の決定時点でしょうか。事業者が対外公表してよい時点は同時期となりますでしょうか。対外公表に際して、具体的な鳥瞰図(パース等)は修正の可能性がありますので、独り歩きしませんように対外公表を見送ることは可能でしょうか。 | 対外公表については、市と優先交渉権者と調整した上で行う予定です。パース等については、市民等に本事業へのご理解をいただく上で重要なものであり、対外公表の際には必要なものであると考えております。 |
| 52 | 募集要項 | 43 | 17 | 9 | (1) | ア | | 優先交渉権者決定後、速やかに基本協定を締結とありますが、どの程度の期間を想定していますか。社内調整等が必要なため2カ月程度の猶予はありますでしょうか。 | 優先交渉権者決定後、できる限り速やかに基本協定を締結したいと考えております。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|---|----|------|-----|--|--|---|---|
| 53 | 審査基準 | 1 | 26 | 表1 | | | | 本庁舎跡活用事業者審査委員会の構成委員は公表頂けますでしょうか。 | 優先交渉権者の決定までは公表いたしません。 |
| 54 | 審査基準 | 2 | 3 | 2 | (1) | | | 提案貸付料評価設定・方法について、最高得点を10点とし、次点を8点等減点し評価するのでしょうか。 | 提案貸付料の評価については、本庁舎跡活用事業者審査委員会において定めた、提案貸付料を点数化するための計算式により、その金額に応じて評価しますが、この計算式については、公表しません。 |
| 55 | 審査基準 | 2 | 23 | 2 | (3) | | | 基準貸付料で提案した場合は配点がありますでしょうか。 | |
| 56 | 審査基準 | 3 | 1 | 2 | (3) | | | 短期間で新築予定建物のボリューム感（床面積や階数等）を確定するのは困難なため、あくまで現時点での計画をプレゼンし、その後は市と協議確認したうえで、具体的な基本設計、詳細設計へと検討を進めることは可能でしょうか。 | 応募者の提案内容については、優先交渉権者決定後の市との協議や地域説明会における地域住民からの意見等を踏まえて修正することも想定されます。すべて提案内容のとおりとなるものではありませんが、提案内容の審査は、提出された提案内容に対して行うものであることをご承知おきください。 |
| 57 | 審査基準 | 3 | 1 | 2 | (3) | | | 公開空地とは、総合設計制度に基づいた公開空地でしょうか。（24時間開放、容積率・高さ制限・斜線規制等緩和） | 募集要項25ページで定義する公開空地は、総合設計制度に基づいた公開空地を意味するものではありません。 |
| 58 | 基本協定書 (案) 事業用定期借 地権設定契約 書(案) | | | | | | | 事業者選定後の書面内容についての協議は可能でしょうか。 | 基本協定書及び事業用定期借地権設定契約書の規定内容については、優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者で協議を行った上で決定します。 |
| 59 | 基本協定書 (案) | 4 | 21 | 第11条 | | | | 近隣住民からの問合せと対応についての報告は、書面での報告でしょうか。 | 報告の方法については、市と活用事業者との協議により決定します。 |
| 60 | 事業用定期借 地権設定契約 書(案) | 1 | 20 | 第3条 | | | | 第3条について、本事業用地を現状有姿にて借受人に引き渡すとありますが、敷地レベル=道路レベルでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|---|----|------|--|--|--|--|--|
| 61 | 事業用定期借地権設定契約書(案) | 4 | 16 | 第11条 | | | | 第11条について、新設建物を一旦、取壊し、新たに建物を建築することは当てはまりますでしょうか。50年という長い年数を考えると時代の流れや周辺地域の変化に合った建物を建築できるようにしておける方が双方にとってメリットがあるのではないのでしょうか。 | 新設建物を一旦、取壊し、新たに建物を建築する場合を含みます。時期や工事期間等について市と協議を行ってください。 |
| 62 | 様式集 | | | | | | | 提案書類のA3サイズについて、A4サイズへのファイル折をしたほうがよろしいでしょうか。A3サイズのままでの提出でもよろしかったでしょうか。 | いずれのサイズでも問題ありません。 |
| 63 | 様式集 | | | | | | | 様式への応募者名の記載はしますが、イメージパース等の提案資料に社名は記載しても良いのでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 64 | 様式集 | | | | | | | 添付資料1に関して、会社概要・決算書は正本への添付を含め写しでも可でしょうか。 | 写しでも問題ありません。 |
| 65 | 様式集 | | | | | | | 様式7-1と7-3のどちらにも「安全性、地域環境、ユニバーサルデザイン及び環境負荷低減に対する取組」に対する記述が求められていますが、どちらかのみで良いでしょうか。 | 「安全性、地域環境、ユニバーサルデザイン及び環境負荷低減に対する取組」に対する記述につきまして、主にソフト面を様式7-1に、主にハード面を様式7-3に記載してください。 |
| 66 | 様式集 | | | | | | | 様式10-1から様式10-5は任意提出と考えてよろしいでしょうか。 | 様式10-1から様式10-5について、その様式及びページ数は任意としていますが、必ず提出してください。 |
| 67 | 様式集 | | | | | | | 会社概要のパンフレット、主要業務実績リストに関しては提出が必要でしょうか。 | ご提出ください。 |
| 68 | 様式集 | | | | | | | 決算書の直近3期分は2022年度から必要でしょうか。2021年度からでも良いでしょうか。 | 提案書提出期限（令和5年5月31日）の時点で確定している決算書を基準に3期分ご提出ください。 |
| 69 | 様式集 | | | | | | | 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない証明資料は岐阜県・岐阜市の証明書を提出するのでしょうか。それとも、本店所在地のものになるのでしょうか。 | 本店所在地で取得してください。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------|---|---|-----|--|--|--|--|---|
| 70 | 参考資料2 岐阜市センターゾーンの未来風景 | | | | | | | 「エリアマネジメント」の記載がありますが、センターゾーンで活動を行っているエリアマネジメント組織がありましたらお教えてください。 | センターゾーンの中で活動を行っている団体としては、岐阜市において都市再生推進法人に指定されている「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」や中間支援組織である「一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団」があります。 |
| 71 | 参考資料3 地積測量図 | | | | | | | 地積測量図の赤記号が何を指しているかお教えてください。 | 地籍調査を行った際の基準点を示しています。 |
| 72 | 参考資料3 地積測量図 | | | | | | | 本件敷地外周部の現況測量図をご提示いただけますでしょうか。（データも含む） | 現況測量図はありません。参考資料として、旧本庁舎の解体工事の敷地配置図は閲覧可能ですので、事務局までお問い合わせください。ただし、測量に基づくものではないため、各応募者の責任においてご利用ください。 <事務局> 岐阜市 企画部 政策調整課 住所：〒500-8701 岐阜市司町40番地1 電話：058-214-2039（直通） E-mail：chousei@city.gifu.gifu.jp |
| 73 | その他 | | | | | | | 南側江川町線について、道路拡幅した場合、歩道再構築について貴庁からの何らかの補助はございますでしょうか。 | 歩道の再構築に係る市からの補助等は想定していません。 |
| 74 | その他 | | | | | | | プレゼン・ヒアリング審査へは、何名まで参加可能で、1者の持ち時間はどのくらいをご予定でしょうか。 | ヒアリング審査への出席可能な人数、時間等の詳細については、改めて市からお知らせします。 |
| 75 | その他 | | | | | | | プレゼン・ヒアリング審査への参加資格は、参加表明した事業者だけに与えられるのでしょうか。 | ヒアリング審査において適切に説明・質疑対応するために必要な事業者の参加を認める予定です。その他詳細については、改めて市からお知らせします。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項 目 | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----|---|---|-----|--|--|--|---|---|
| 76 | その他 | | | | | | | プレゼン・ヒアリング審査の際、提案書に沿ったパワーポイントを使用してよろしいでしょうか。可の場合、枚数制限はございますでしょうか。 | 募集要項38ページウの(ア)に記載のとおり、原則として、提出期限（令和5年5月31日）後は、提案書類等の追加、訂正等は認めておりません。そのため、提案書類等との同一性を確保する観点から、ヒアリング審査ではパワーポイントは使用せず、説明等は提案書類等を用いて行ってください。その他詳細については、改めて市からお知らせします。 ※修正あり（5月23日） |
| 77 | その他 | | | | | | | プレゼン・ヒアリング審査の際、パソコン、ポインター、指揮棒等プレゼンに必要な物を持込むことは可能でしょうか。 | |